

## 広島県 i-Construction 推進連絡会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「広島県 i-Construction 推進連絡会」（以下「連絡会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 連絡会は、建設現場における生産性向上を目的として取り組んでいる i-Construction の3つの視点のうち「ICT の活用」について、発注機関の取り組み状況を情報共有し、その取り組みに関する建設業界の意見把握を通じて、広島県の i-Construction の普及に向けた課題の対応策を検討、実施することにより、建設現場の生産性向上を図り、魅力ある建設産業の実現、良質な社会資本の提供に寄与することを目的とする。

（連絡会の実施事項）

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- 一 会員相互の ICT 活用技術の取り組み状況の情報共有に関すること。
- 二 ICT 活用技術に関する建設業界の意見把握に関すること。
- 三 広島県の ICT 活用技術の普及に向けた課題の情報共有と対応策の実施、普及活動に関すること。
- 四 その他 ICT 活用技術に関連し会長が必要と認めた事項

（組 織）

第4条 連絡会は、別表1に掲げる機関をもって組織する。ただし、必要に応じ追加することが出来る。

- 2 連絡会には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長、副会長は広島県土木建築局技術企画課長並びに広島市都市整備局技術管理課長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

（連絡会の運営）

第5条 連絡会は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 連絡会には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 連絡会の事務局は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所品質確保課、広島県土木建築局技術企画課に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

（附 則）

本規約は、平成29年10月26日から施行する。